

PFI刑務所における官と民

法務委員会 専門員

やまぐち かずお
山口 一夫

先般、調査の一環として、栃木県さくら市にある喜連川社会復帰センターを訪問する機会を得た。本センターは、いわゆるPFI手法と構造改革特区制度を活用した新しいタイプの刑事施設であり、平成19年10月に運用が開始された。現在、同様の施設としては、同年4月に運用が開始された山口県美祢市のセンターをはじめ、島根県浜田市、兵庫県加古川市の計4か所が開設されている。

PFIは、施設の建設、維持管理、運営等を民間の資金やノウハウを活用して行う手法であって、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を目的としており、低廉かつ良質な公共サービスの提供、その提供における行政の関わり方の改革、民間の事業機会を創出することを通じた経済の活性化等の効果が得られるとされている。

本センターは、高齢者、精神・身体に障害を有する者等約250名を含んだ犯罪傾向が進んでいない受刑者約1,620名を収容している刑務所であり、サービスの提供主体はもちろん国である。しかし、運営については、警備会社、商社、出版社等が出資して設立した特別目的会社「社会復帰サポート喜連川」が国と事業契約を締結し、行っている。PFI事業として委託している業務は幅広く、庶務・経理事務の支援、施設警備、護送支援、職業訓練、医療事務、給食等、さらには、改善指導、処遇調査支援、審査・保護関係業務支援まで行っている。我々が訪問した際にも数人の受刑者を対象としてグループセッションによる改善指導プログラムを実施していたが、その指導者はスーツ・ネクタイ姿の出版社員であった。

このようなPFI刑務所発足の背景には、近年の刑務所の過剰収容の状況、厳しい財政事情、規制改革の推進等がある。しかし、本来行刑は権力的な一作用である。そして、憲法上の自由権、幸福追求権の最大の制約であるといえる。刑事施設・処遇法においても、被収容者の「人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行う」とうたわれている。行刑の本質的部分については、従来と変わらず、国がその責任において実施しており今後も変化はないであろうが、民間の事業者が本来の権力的な部分に触れる可能性も捨てきれないのではなかろうか。

確かに、経済の活性化、雇用の機会増大、診療体制の整備等地域に対する貢献は、評価に値するものと言えるだろう。しかし、メリットを数え上げるだけではなく、常に行刑法の基本理念への立ち返り、ひいては刑罰の本質論にまで遡った幅広い検証がなされることも肝要であろう。

昨年12月から実施されている裁判における被害者参加制度、少年審判における被害者傍聴制度、本年5月から実施される裁判員制度等も含め、国家の裁判権・刑罰権の在り方にも大きな変化が見られるが、理念・原理・原則への眼差しを忘れてはなるまい。